

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 730 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 730 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 6 月 22 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 6 月 22 日（月） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 10 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

- ・欠席委員（農業委員） 6 番 大威 千里

- ・農業委員会事務局

事務局長 深谷 一紀

事務局主査 花田 佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 730 回）

令和 8 年 6 月 22 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地改良届出について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
5	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
6	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
7	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
8	議案 4	農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）	
9	議案 5	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	
10	議案 6	基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）	
11	議案 7	大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について（農業経営改善計画）	

事務局長 ただいまから第 730 回大府市農業委員会総会を執り行いたいと思います。
大府市農業委員会会議規則の規定に基づき、久野会長に議長をお願いいたします。

議 長 ただいまから第 730 回大府市農業委員会 総会を開会します。
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。
農業委員におかれましては、6 番大威委員から事前欠席のご連絡をいただいています。本日、12 名の委員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。
報告は以上です。

議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。
本総会の会期につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。
始めに、日程第 1「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の花田佳明氏を指名します。
これにご異議ございませんか。

「異議なし」

議 長 次に、日程第 2、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による届出について」から、日程第 4、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による届出について」から、日程第 4、報告第 3 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」までをご説明いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。始めに報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による届出について」をご説明いたします。

市街化区域内の農地において、権利の設定または移転を伴う農地転用に係る届出で、議案書 1 ページから 3 ページに記載の 8 件の届出を受理いたしました。

権利の内容は、8 件とも所有権移転です。転用目的は、申請番号 1 番、4 番が住宅、同じく 2 番と 5 番が宅地、3 番が資材置き場、6 番は賃貸住宅、7 番は長草町杵口下周辺における工業系市街化区域編入の都市計画決定がされた区域内のもので工業系宅地、最後に 8 番が共同住宅です。

報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

次に、議案書 4 ページをご覧ください。報告第 2 号「農地改良届出について」をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなど農地改良がある場合に届け出るものです。1 件の届出があり、受理をいたしました。現在の低い水田を嵩上げて稲作を行うものです。工事期間は令和 8 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までです。

報告第2号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書を交付したことをご報告いたします。

次に、議案書5ページをご覧ください。報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出（相続等による権利移動）について」ご説明いたします。相続等により農地の所有権が移転したことを届け出るものです。5ページ及び6ページの4件の届出を受理しました。すべての届出で、記載のとおり所有権移転が行われたことを事務局において確認しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告第1号から報告第3号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

「なし」

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書7ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。
農地法第3条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、本委員会で審議し、許可をするものとなります。
7ページの1件の申請があり、先日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号1番の申請事由は、受人が農地の規模を拡大することに際し、申請農地が現在耕作している農地に近いことから、有償にて所有権移転して取得するものです。

申請内容を確認し、受人が農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号1の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号1番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数などの要件を満たしていますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

「なし」

議長 特に無いようですので、議案第1号を採決します。本申請を原案の通り許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

「全員挙手」

議長 全員賛成です。
よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第2号「農地法 第5条の規定による 許可申請について」の7件を上程します。
このうち申請番号5番においては、****委員が議事参与の制限に該当するものとなります。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書8ページをご覧ください。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

農地法第5条は、市街化調整区域内で、農地転用を行う場合に愛知県知事の許可を要するもので、本委員会で審議のうえ意見を付して、愛知県に進達いたします。

議案書8ページから13ページに記載の7件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員に現地確認をしていただいております。

始めに申請番号1番は、病院の患者用の駐車場が不足しているため、新たに整備するものです。権利は賃貸借です。農地種別は3種農地です。

申請番号2番は、事業所の駐車場を整備するものです。有償による所有権移転です。農地種別は1種農地です。

申請番号3番は、大型車両の駐車場として整備されたが、同敷地内に従業員用の駐車場が必要となったため、申請地を駐車場進入路として転用するものです。権利は賃貸借となります。農地種別は3種農地です。

申請番号4番は、事業所の集約による従業員用の駐車場整備と資材置き場を整備するものです。権利は賃貸借です。農地種別は3種農地です。

申請番号5番は、工場建設と駐車場整備をするものです。有償による所有権移転となります。農地種別は3種農地です。

申請番号6番は、申請番号5番に関連するもので、開発区域内における道路・水路整備の工程上、一時的に農地転用を行うものです。工事完了後は農地に復元されます。農地種別は2種農地です。

最後に申請番号7番は、使用貸借による住宅建設となります。農地種別は1種農地です。

以上の7件につきましては、申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水計画などについて事務局にて確認し、農地転用許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断しています。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 始めに、****委員が議事参与に該当する申請について審議します。
****委員におかれましては、退室をお願いします。

(****委員 退室)

議長 それでは申請番号5について審議します。

担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。
申請番号5番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成に切土と盛土を行います。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝へ排水し、雨水は工場敷地内で調整池に集水し、北崎大池へ放流します。周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

「なし」

特に無いようですので、議案第2号のうち申請番号5番について採決します。

本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見をなしと決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。

よって、議案第2号のうち申請番号5番は、意見なしとして、愛知県知事に送付することに、決定いたしました。

****委員は入室してください。

(****委員 入室)

議 長 引き続きまして、申請番号1番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。汚水・雑排水は発生せず、雨水は、敷地内で集水後、既設側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないの
で、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 次に、申請番号2番について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成に盛土を行い、農地との境界にはコンクリートブロックを設けて土砂が流出しないよう対処します。汚水・雑排水は発生せず、雨水は浸透性舗装により、敷地内で処理すると共に、最終樹にて集水後、西側水路へ接続するため、周囲に影響を及ぼさないの
で、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 次に、申請番号3について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く、整地のみです。汚水・雑排水は発生せず、雨水は道路側溝へ放流するため、周囲に影響を及ぼさないの
で、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 次に、申請番号4について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く、整地のみです。汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内の調整池を経由して最終樹から道路側溝へ接続するため、周囲に影響を及ぼさないの
で、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 次に、申請番号6について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成に切土と盛土を行います。汚水・雑排水は発生せず、雨水は敷地内で自然浸透するため、周囲に影響を及ぼさないの
で、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 次に、申請番号7について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く、整地のみで、農地との境界には擁壁を設けて土砂が流出しないよう対処します。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、雨水と共に既設側溝へ接続するため、周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 特に無いようですので、議案第2号のうち申請番号1番から4番と、6番及び7番についてを採決します。
本申請を愛知県知事へ送付するにあたり、付すべき意見を「なし」と決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。
よって、議案第2号のうち申請番号1番から4番、6番及び7番は、意見なしとして、愛知県知事に送付することに、決定いたしました。

次に、日程第7、議案第3号「農用地利用集積等 促進計画の公告について一括契約」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。本議案は、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。議案書14ページの申請番号7625番から25ページの7647番までに記載の23件です。8月1日開始の申請案件となっております。いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。
なお、今回の議案全てが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。
説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの、説明について質問、意見等ございますか。

「なし」

議 長 特に無いようですので、議案第3号について採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成です。
よって、議案第3号は、意見なしで回答することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第4号「農用地利用集積等 促進計画の公告について 機構・受け手間契約」を上程します。

なお、本議案のうち、****委員が議事参与の制限に該当する申請があります。
事務局から説明をお願いします。

- 事務局 議案書 26 ページをご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約」をご説明いたします。
本議案に関しましては、利用権が設定されている農地で耕作者が変更となることに對し貸借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に對し意見聴収の依頼があったものです。
議案書 26 ページ、27 ページに記載の 6 件です。本議案は、備考欄にある前借人が、当該農地においてこれまで耕作をしていましたが、令和 8 月 8 月 1 日以降、新たな受け人に貸借権が移転され、継続してその農地を耕作していくこととなります。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 それでは順に採決を行います。
始めに、****委員が該当する申請について審議します。
****委員におかれましては、退室をお願いします。
(****委員 退室)
- 議 長 議案第 4 号のうち、****委員に関する申請番号 7602 番について審議します。
本申請について、ご質問、ご意見等はございませんか。
「なし」
- 議 長 特に無いようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7602 番について採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号のうち申請番号 7602 番について、原案のとおり、意見なしで、大府市に回答することに決定いたしました。
****委員は入室 してください。
(****委員 入室)
- 議 長 次に、申請番号 7080 番から 27 ページ 7083 番までと、7456 番について、ご質問、ご意見等はございませんか。
「なし」
- 議 長 特に無いようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7080 番から 7083 番までと、7456 番 ついてを採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。
よって、議案第 4 号のうち申請番号 7080 番から 7083 番までと 7456 番については、原案のとおり、意見なしとして大府市に回答することに決定いたしました。

次に、日程第 9、議案第 5 号「農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について 農振農用地利用計画変更」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 28 ページをご覧ください。議案第 5 号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について農振農用地利用計画変更」をご説明いたします。
本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見を求められているものです。
28 ページの 2 件の申請がありました。詳細につきましては、別冊「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更」をご覧ください。
先の全員協議会で説明したとおりで、1 件目は吉田町半ノ木地内における駐車場整備です。医療機関の患者増加や事業の拡大、従業員の増加もあり、また、現在の駐車場も返却することとなったため駐車場を整備するものです。
2 件目は、神田町二丁目地内の分家住宅です。
いずれも、農用地周辺部に位置し、必要性、妥当性があり、他の土地に替えることが困難な案件となっています。なお、本議案に関しましては、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。
説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、担当地区委員から意見をいただきたいと思います。
申請番号 1 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の申出地は、農振除外後の農地区分は第 2 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 次に申請番号 2 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 2 番の申出地の農振除外後の農地区分は第 1 種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

議 長 そのほかに、ご意見などございますか。

「なし」

議 長 特にないようですので、議案第 5 号を採決します。
原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 全員賛成です。
よって、議案第 5 号は、原案のとおり大府市に対し意見なしとして回答することに決定いたしました。

次に、日程第 10、議案第 6 号「基盤強化法 第 19 条 第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 29 ページ、議案第 6 号「基盤強化法第 19 条第 6 項の規定による農業委員会の意見について（地域計画変更）」についてご説明いたします。参考資料として、別紙「大府市地域計画」変更案及び、「大府地域 地域計画の変更について」及び別冊資料「大府地域 地域計画の変更案」をご覧ください。

本議案に関しましては、大府市長から本委員会に対し意見聴取が求められているものです。

本議案は地域計画策定後に、地域計画の目標地図の区域内に位置づけられた農地が転用される際には、目標地図から対象農地を除外し、また、新たな担い手によって耕作地が増えた際には対象農地を追加する手続きが必要となります。その手続きにおいて、農業委員会の意見を求めるものとなっています。

なお、農業委員会に諮るには、事前に地域での話し合いを必要とするため、先日の地区協議会にて担当委員にご説明とご意見を伺うことで地域の話し合いとさせていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、別冊「大府地域 地域計画の変更案」で説明します。4 ページからになりますが、本日お配りしました資料「4 地域内の農業を担う者の一覧（目標地図に位置付けるもの）」をご覧ください。今回のお諮りする対象は 6 件です。変更及び追加の部分には、網掛けと下線を引かせていただいています。属性部分で認定農業者と利用者で変更のあった部分が 31 番、50 番、81 番、85 番の 4 件です。次に、7 ページをご覧ください。属性 92 番は、新たに認定新規就農者となったもので、新規で追加したものとなります。この追加に伴いまして、表中下段の合計で経営体数は 105 から 106 経営体に、現状及び 10 年後の面積は、ともに 0.2ha が増えた数値に変更しております。最後に、地域計画の冊子に戻っていただきまして、14 ページ目をご覧ください。区域の変更について、先ほど議案 5 号で農振除外の申請のありました土地は、目標地図内の土地となっていましたので、農振除外に伴い目標地図の区域から除外することとなります。以上の件に関しましてご意見をいただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

「なし」

議長 特にないようですので、議案第 6 号を採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成です。
よって、議案第 6 号は、原案のとおり大府市に対し意見なしで回答することに決定いたしました。

次に、日程第 11、議案第 7 号「大府市 農業経営改善計画 認定要領 第 5 条 第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画」を上程します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 30 ページ、議案第 7 号「大府市農業経営改善計画認定要領第 5 条第 2 項の規定による意見について 農業経営改善計画」と、別冊「農業経営改善計画意見聴取について（依頼）」をご覧ください。

本議案に関しましては、認定農業者の新規認定及び 5 年に 1 回の更新における農業経営改善計画を認定することに際し、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼が来るものです。

別冊の右肩議案第 7 号別冊「農業改善計画の意見聴取について」の 2 ページ「農業経営改善計画認定申請書」をご覧ください。1 ページから 11 ページまでの 4 件の申請があり、1 ページの****さんは新規申請で、他 3 件は更新です。今後 5 年間の計画に対し意見を求められております。新規申請の****さんは、これまでも稲作を行っており、昨年度に実施した地域での話し合いでも農地を拡大するなど積極的に営農に取り組んでみえます。また更新の 3 件の申請者は、これまでの実績もある方たちで、4 件とも今後の農業経営に関しましては、営農活動を始め経営規模、生産方式、経営管理、従事態様及び経営改善においてそれぞれ目標をもって、引続き継続して計画的に営農を行っていくこととなっております。なお、大府市と愛知県が申請者と面会し、各項目について確認をしております。いずれも認定することに支障がないものと判断されております。

簡単ではございますが説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

「なし」

議 長 特にないようですので、議案第 7 号を採決します。本議案について「意見なし」と決定することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 全員賛成です。

よって、議案第 7 号は、委員会の意見なしで大府市に回答することに決定いたしました。

議 長 以上で本日の議事は全すべ終了いたしました。

これをもちまして、第 730 回大府市農業委員会総会を閉会します。

以上

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。